

1 日 時

平成 28 年 7 月 29 日（金）午後 3 時～午後 5 時 35 分

2 場 所

尾道市公会堂別館 会議室（尾道市久保 1 丁目 15-1）

3 出席委員

伊藤部会長，濱田部会長職務代理者，上菌委員，福田委員  
（佐竹委員欠席）

4 審議事項

広島県重要文化財の指定について

文化財名

- (1) 木造阿弥陀如来立像（所有者 宗教法人常称寺）
- (2) 絹本著色仏涅槃図（所有者 宗教法人持光寺）
- (3) 木造五劫思惟阿弥陀如来坐像（所有者 宗教法人持光寺）

5 会議の内容

伊藤部会長 　ただ今から広島県文化財保護審議会美術工芸部会の会議を開会いたします。

　本日は，美術工芸部会員 5 名中 4 人が御出席ですので，広島県文化財保護審議会の組織及び運営に関する規程第 7 条第 2 項の規定により，会議は成立いたします。

　開会に当たりまして，加藤文化財課長から御挨拶を頂きます。

加藤課長 　本日は，お忙しい中，県重要文化財候補物件の現地調査及び会議に御出席いただき，誠にありがとうございます。

　これから，先ほど現地調査をしていただいた，常称寺の「木造阿弥陀如来立像」，持光寺の「絹本著色仏涅槃図」及び「木造五劫思惟阿弥陀如来坐像」の計 3 件の取扱いについて協議していただき，指定の可否について御審議いただきます。

　長時間にわたることと存じますが，活発に御意見を賜りますようお願いいたしまして，挨拶とさせていただきます。

伊藤部会長 　では，これから，常称寺の「木造阿弥陀如来立像」，持光寺の「絹本著色仏涅槃図」及び「木造五劫思惟阿弥陀如来坐像」の計 3 件の広島県重要文化財の指定の可否について審議します。

　最初に，本日の会議の公開に係る取扱いを決めたいと思います。

　本日は，審議途中の案件であることから，総会による決定まで非公開ということとし，答申の後，議事録をもって公開するというところでよろしいでしょうか。

（委員） （異議なし）

伊藤部会長 　御異議ございませんようですので，本日の会議は，答申までの間，非公開といたします。事務局はそのように取り計らってください。

伊藤部会長 それでは審議に入ります。  
先ほど、常称寺及び持光寺において申請 3 件の現地調査を行いましたので、その内容については把握できたものと思います。  
そこで、広島県重要文化財の指定基準等について、事務局から説明してください。その後で、順に候補物件の内容と指定基準等とを照らし合わせて審議したいと思います。

事務局 また、審議の結果、「指定が適当」とされたものについては、資料 2 の調査報告を指定調書（案）として、その内容についても御審議いただきたいと思います。  
資料 3 を御覧ください。  
重要文化財について、文化財保護法第 2 条第 1 項第 1 号は、「建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料」としています。  
参考 2 を御覧ください。  
広島県重要文化財について、広島県文化財保護条例第 3 条第 1 項は、文化財保護「法第 27 条第 1 項の規定により重要文化財に指定されたものを除き、本「県の区域内に存する有形文化財のうち県にとって重要なものを広島県重要文化財に指定することができる」としています。  
参考 3 を御覧ください。  
絵画・彫刻に関する広島県重要文化財の指定基準については、平成 15 年 3 月 10 日に美術工芸部会が定めた基準により、これまでも指定を行ってきました。絵画・彫刻の指定基準は、「(1) 各時代の遺品のうち製作優秀で本県の文化史上貴重なもの」、「(2) 本県の絵画・彫刻史上特に意義のある資料となるもの」、「(3) 題材、品質、形状又は技法等の点で顕著な特異性を示すもの」、「(4) 特殊な作者、流派又は地方様式等を代表する顕著なもの」、「(5) 本県以外からの将来品で本県の歴史・文化史上特に意義のある資料となるもの」のいずれかに該当するものです。  
なお、資料 4 として、広島県内の国及び県重要文化財に指定されている絵画・彫刻を一覧にしていますので、参考にいただければと思います。

伊藤部会長 以上でございます。  
ただ今の御説明を踏まえ、まず 1 件目の常称寺の「木造阿弥陀如来立像」の広島県重要文化財の指定の可否について審議したいと思います。

濱田委員 資料 2-①に、濱田委員が事前調査の結果をまとめておられますので、御説明をお願いします。  
事務局 まず、事務局から調査報告を読み上げてください。  
濱田委員 (事前調査報告朗読)  
濱田委員 (スライド説明)

伊藤部会長 ただ今の御説明を踏まえ、「木造阿弥陀如来立像」を広島県重要文化財に指定することが適切であるか、御意見を頂きたいと思います。

上 蘭委員 調書の用語を整理する意味で、平成 24 年度の保存修理で新しく補った箇所については、「後補」ではなく「新補」として表記を統一してはいかがでしょうか。

濱田委員 分かりました。なお、平成 24 年度の新補箇所は白毫のみです。

上 蘭委員 本像には常称寺の創建とほぼ同じ時代の年紀が入っていますが、この点が重要だと思います。像容を見ると、時宗の特定の画像に基づき制作されたのではないかと考えられます。顔貌表現については、現在分かっている画像と彫像の時代性に照らすと、少し時代が下るのではないかと考えられ

ます。しかしながら、構造を見ると、頭軀一材による造立であることが明らかにされています。足柄の墨書は当初のものと考えられますので、そこに書かれている「正中二年」の銘を現段階では採用し、書体及び銘文の表記の仕方がその時代に合うものであるかどうかを別の観点で検証していただき、最終的に銘文の意味を判断すればよいと考えます。

現時点では、本像を広島県重要文化財に指定することについては、私としては異論ありません。

福田委員 本像の体部については、切れのある造りで衣文もリズムカルであり、非常に出来栄のよい像だと思います。面部に疑問が残るといふ御指摘がありました。当初のものと考えるかと思えます。破損の痕が背面に残ることを考慮すると、その修復の影響が面部にも及んでいるなどということが想像されます。

私としては、面部の状況を含めて、本像を広島県重要文化財に指定することに異論はありません。

ただ、仏師の「美作法橋」が美作国の人物であるという点については、疑問が残ります。〇〇法橋や〇〇法眼などのように、仏師や僧位に叙任された人に旧国名を含む受領名が付されることがありますが、旧国名が仏師の出身地、居住地、活躍地を示すとは限らないので、美作法橋が岡山県（美作国）の仏師であると調書に明記しないほうがよいのではないのでしょうか。なお、大山祇神社に「仏師美作宗盛」の作例がありますが、ほかにもこの地域に「美作」の名の付く仏師の作例があれば、一派であることも考えられますので、仏師の活躍地などについて検討する余地があるかと思えます。

上 薗委員 福田委員の御指摘はそのとおりだと思います。仏師名と作品に記された地域に何らかの縁があることは考えられますが、その地域の出身であるとか、その地域で活躍していたという評価にはならないと思います。本像についても、仏師名「美作法橋」を現在の岡山県の美作地域と直接結びつけて評価するのは難しいと思います。なお、本像のほかに「美作」の名が付く仏師がいれば、そういう仏師が存在するという事実は明記してもよいと思います。

伊藤部会長 ただ今御意見があったように、面部と軀部の時代性の相違点、仏師名に付された旧国名と地域の関連という点について、濱田委員に調書を修正する際に改めて御検討いただくということではよろしいでしょうか。

濱田委員 ただ今の御指摘を踏まえ、4ページの5行目「詳細は不明であるが」からの一文を削除します。また、8行目の「名に『宗』の字が付く美作の仏師は僅かながら知られている。」中、「美作の」を削除します。

伊藤部会長 その次の「本像によって」の「一地方仏師の名が明らかとなり」という箇所も修正したほうがよいのではないのでしょうか。

濱田委員 「一地方仏師の名が明らかになり、」中、「一地方」を削除します。

福田委員 本像にしても大山祇神社の神像にしても、瀬戸内近辺に残る作例の作者に「宗」の字と「美作法橋」が共通しているという事実については、調書中に残してよいと考えます。

上 薗委員 事実関係を示しているもので、私も調書に記載すべきと考えます。

福田委員 指定となった際に新聞記事が出るとは思いますが、美作国の仏師と誤解されないように留意したほうがよいと思います。

伊藤部会長 仏師の名前が「宗擔（担）」と読めるかどうかという点についても、今一度御確認をお願いします。

福田委員 調書中にも書かれていますが、大正10年の記録でも「宗擔」とされていますね。

- 濱田委員 この記録である過去帳の写真はありませんが、大正時代にそのように判読したのかもしれませんが、銘文の判読は、事務局から専門の委員に確認を依頼してもらえますか。
- 事務局 書跡部会長の松井委員に依頼します。
- 上菌委員 銘文について、不確定な要素があるのであれば、将来のためにも「カ」を入れておいたほうがよいと思います。
- 伊藤部会長 それでは、事務局において銘文の判読を松井委員に依頼し、その結果を踏まえて最終的にどのように調書に記すかを決めたいと思います。断定できない部分は「カ」を付すこととします。
- 上菌委員 ほかに御意見はございますか。
- 上菌委員 仏像の頭部についての表現はどのようにしますか。
- 濱田委員 「面相としては、これまでの研究から言うと室町時代（15世紀）の風貌に近いが」という点を追記しようと思います。「宋風の影響で顔つきが異国的」という点について触れるのは差し支えないですか。
- 上菌委員 詳細に表現されている軀部の意匠が本像の重要な点ですが、制作に当たって何か基となるものが存在したと思います。宋風であることは間違いありませんので、何に基づいて制作されたかということの説明してもよいと思います。
- 濱田委員 宋の絵画等のデータを集めて、面貌を見比べるなどして検討したいと思います。
- 伊藤部会長 御意見も出尽くしたようですので、お諮りいたします。
- 委員 「木造阿弥陀如来立像」を広島県重要文化財に指定することは適当であると認めてよいでしょうか。
- 伊藤部会長 （異議なし）
- 委員 御異議ございませんようですので、次に、指定名称等は、いかがいたしましょうか。申請は、「木造阿弥陀如来立像」となっています。御意見はございませんか。
- 伊藤部会長 （意見なし）
- 委員 それでは、文化財名称は「木造阿弥陀如来立像」を候補とすることによってよろしいでしょうか。
- 伊藤部会長 （異議なし）
- 伊藤部会長 審議の結果、「指定が適当」という結論になりましたので、資料2-①の調査報告を指定調書（案）として、その記載内容について御審議いただきたいと思います。
- 濱田委員 指定調書（案）の内容、添付する写真や参考資料の構成について、御意見はございませんか。
- 濱田委員 記録として残すために、銘文の写しを調書に添付しておいたほうがよいと思います。ほかにも、光背と台座の写真も添付していただければと思います。
- 伊藤部会長 写真については、足柄の銘文と光背・台座の写真を追加することによってよろしいでしょうか。
- 伊藤部会長 （異議なし）
- 伊藤部会長 ほかに御意見はございませんか。
- 伊藤部会長 （なし）
- 伊藤部会長 ほかにないようですので、続いて、2件目の持光寺の「絹本著色仏涅槃図」の広島県重要文化財の指定の可否について審議したいと思います。
- 伊藤部会長 資料2-②に、濱田委員が事前調査の結果をまとめておられますので、御説明をお願いします。

- 濱田委員 事務局長 濱田委員 伊藤部会長 上 藺委員 福田委員 濱田委員 上 藺委員 伊藤部会長 上 藺委員 濱田委員 上 藺委員 伊藤部会長 濱田委員 上 藺委員 伊藤部会長 福田委員 濱田委員 伊藤部会長 福田委員 濱田委員
- まず、事務局から調査報告を読み上げてください。  
(事前調査報告朗読)  
(スライド説明)  
ただ今の御説明を踏まえ、「絹本著色仏涅槃図」を広島県重要文化財に指定することが適切であるか、御意見を頂きたいと思います。  
動物について、虎の番いという記載がありますが、調書の表現としては「虎・豹」としたほうがよいと思います。  
この絵画の作者も、描かれた当時の人々も、虎が雄で豹が雌の番いと考えるのが一般的でしたので、「虎・豹(番い)」などと表現してはどうでしょうか。  
虎の番い(虎と豹)と記載すればよろしいでしょうか。  
絵画の図像としては虎と豹が描かれ、その意味としては絵画が描かれた当時の一般的な認識が虎の番いだったということで、その記載で差し支えないと思います。  
ほかに御意見はございませんか。  
本図にとって重要な点になりますが、釈迦が右手を屈臂している図様は少ないですが、「きわめて珍しい」ということをそこまで強調しなくてもよいと思います。指定物件に類例が少ないのは確かですが、未指定品にはほかにも類例があると思いますので、形状の説明では、「珍しい」を削除して事実関係のみを記載し、所見で「類例の少ないものである」などと記載してはいかがでしょうか。  
指定品としては、県内では唯一ですが、そのように修正します。本図を第二形式の変形と書きましたが、この点についてはいかがでしょうか。  
形式としては、そのとおりだと思います。私の所見としては、会衆の図様としては古式だと感じました。ただ、この図像が元々どのようなものであったかを検討する必要があると思います。8本の沙羅双樹の位置が宝台の後方となっていますが、このような図様は非常に珍しいと思いますので、当初のものに手が加えられたものなのか、完全な後補なのか検討が必要だと思います。画面の上半分の3副が新しく、下半分の3副は後世に手が入っているとしても、沙羅双樹の株が見当たらないので、元々沙羅双樹は上半分の3副の中にあっただか、現在の画面の外側にあっただかということが想像されます。新しく補ったと思われる上半分の3副から沙羅双樹の幹が下半分に繋がっていますが、左から2本目の幹が人物と重なっている点に違和感があることから、これを当初のものとみるかどうかで見解が異なってくると思います。  
沙羅双樹だけでなく、会衆や動物など、後補はほかにもあると考えられます。どれが当初のもので、どれが後補のものかという点を検討してはいかがでしょうか。  
本図の中心となる釈迦については鎌倉期の当初のものとみてよいでしょうか。  
朱線の輪郭線や描き下ろし線が綺麗で、群青色も鮮やかであり、髪際に白緑のような色が入っている点も手が込んでおり、非常に出来栄が良いと感じます。  
鎌倉時代後期、13世紀後半にしては、少し線が弱いかなという印象があります。  
鎌倉時代後期の制作であることを導き出せる要素はありますか。  
彩色については、どこまでが当初のものかは分かりません。  
線の太さから考えると、室町時代まで下がるとは考え難いです。写しで

あれば、古様に従って写したことも考えられます。会衆の中に当初に近いものがあれば時代判断ができると思います。調書では、描き直しや当初のものに手を加えた部分があるということは記載しました。「動物についてはほとんどが当初のもの」と記載しましたが、先ほどの現地調査の結果、後補が多いことが分かりましたので、この箇所は修正が必要です。

上 藪 委 員  
伊藤部会長

当初のものと考えられる動物は、獅子と象くらいだと思います。

後補と考えられるものはほかにもありますか。先ほど上藪委員から御指摘がありましたように、沙羅双樹の配置に違和感がある点、上3副が後補だという点、元々の画面は横長であった可能性がある点などが挙げられると思いますが、いかがでしょうか。

上 藪 委 員

当初の図像がどうであったかという点は考慮すべきだと思います。現在のよう縦長の形式ではなく、上部がない横長の矩形であった可能性もあります。推測の域を出ませんが、横長の画面で天蓋があったか、天蓋がなくても現在の画面の左右外側と背後に沙羅双樹が配置されていたとも考えられます。上3副の半分くらいの位置を上端とした横長の形式を考えるのが分かりやすいと思います。

福 田 委 員

後補と考えられる上3副が元々どのような状態であったか不明であること、全部が当初のものではないけれども部分的に当初のものと考えられる部分が残っていることを、調書の中で最初に断っておけばいいと思います。

上 藪 委 員

沙羅双樹8本について、全て後補と考えられるのか、当初の部分があるのかという点について、調書に記載したほうがいいと思います。目視の限りでは、沙羅双樹は元の絵絹に繋がっている部分も含めて、全て後補だと感じました。

濱 田 委 員

よく見ていくと、沙羅双樹の配置や描き方について違和感があるのは分かります。繋ぎ目の上下で違う筆が入っていれば後補であることは明らかですが、同筆ですので、古い絵絹に描き足したということも考えられます。

伊藤部会長

福田委員の御意見のように、調書では、最初に後補部分があるということ为例示しながら挙げておき、当初のものと考えられる部分を挙げていくということはいかがでしょうか。

福 田 委 員

指定可という方向であれば、後補である点を強調しすぎるのもどうかと思います。

上 藪 委 員

この涅槃図の形式において、現状では少し当初のものとは異なる要素が見られるという点を押さえた上で、釈迦を中心とする宝台や周囲の会衆などは古様を示しており、また、朱の描線と群青色が鮮やかな彩色を積極的に評価して鎌倉時代後期の要素とすることはできると思います。

ただし、私としては、線に写しのような弱さを感じられます。時代的にかなり下がるとまでは思えませんが、その点を調書で触れることも検討されてはいかがでしょうか。

釈迦と会衆を大きく捉えている点は古様ですので、本図の形式は、涅槃図の第二形式の変形と考えられます。時代としては、室町時代までは下らないと思いますが、鎌倉時代後期と断定するのはやや違和感がありますので、南北朝時代が妥当ではないかと思えます。

濱 田 委 員

絵絹について、南北朝時代のものと室町時代のものでは組織点などに違いがあるでしょうか。

上 藪 委 員

その判断材料は持ち合わせていませんが、後補と考えられる筆が入っており、その点が弱さを感じる理由かもしれません。釈迦の面部に見られる綺麗な朱線が当初はほかの会衆にもあったかもしれませんが、目視の限り

では朱線があったかどうか確認できませんでした。それで損をしているという表現をした上で、当初の制作時期を鎌倉時代後期と考えることもあり得ると思います。

濱田委員 制作年代については明確に記載できないと思いますので、時代としては鎌倉時代後期として、室町時代に2回大きな修理を経ている記録がありますので、修理の際に後補や改変があった可能性を調書の中で記載しようと思います。

上 菫委員 袷裏の銘文の記載に鎌倉時代後期の年号があるので、これにどこまで重きを置くかということもポイントだと思います。

伊藤部会長 弘安7年の記載があるのは袷裏の銘文のみということですが、どの程度信用できるのでしょうか。

濱田委員 全面的には信用できないと思います。

上 菫委員 もっと古い時代の文献があれば話は別ですが、あくまで伝来としての記述ですので、裏付けにはなりません。調書では、このような年代に関する記載があるという事実の記載にとどめるべきものだと思います。

調書に記載する制作年代については、積極的な表現をした上で、抑え気味で補足すべき点を表現すればよいと思います。気付いたことがあれば記録として残したほうがよいのではないのでしょうか。現時点での所見としては、「制作年代について断定できないが、文化財的価値は非常に高いので広島県重要文化財の指定要件に合致する」と説明すればよいのではないのでしょうか。

福田委員 袷裏の銘文を積極的に支持する根拠はありませんが、「それを信じるなら」と断り書きがあれば、鎌倉時代後期の弘安年代に制作され、少なくとも室町時代に2回、江戸時代に1回の修理を経て、その度に大規模な修理が施された可能性にも言及されれば差し支えないと思います。また、修理をしながら大事に使い続けられている点、使い続けるからこそ傷みも生じますが、新調するのではなく、ずっと大事に使い続けられてきたという由緒が本図の文化財的価値でもあると思います。

伊藤部会長 これまでの御意見を踏まえ、制作年代については現段階では鎌倉時代後期とするということでしょうか。

上 菫委員 銘文にある伝来に書かれている修理の過程が本図の画面上にも見て取れるということは言えると思います。当初の部分は宝台を囲む周辺であり、銘文に見られるような修理時の加筆、後補といった状況が見られて現状の形状となっていると説明した上で、鎌倉時代後期としても差し支えないと思います。あえて申し上げますと鎌倉時代後期としては少し引っかかるころもありますが、合議でまとめるとすれば鎌倉時代後期でも差し支えありません。

伊藤部会長 制作年代のところに、南北朝時代又は室町時代というような補足をすべきでしょうか。

上 菫委員 銘文の伝来の中に室町時代に修理をしたということが書かれているので、この点が調書の形状や現状のところで説明がなされるので、あえて冒頭に記載する必要はないと思います。

伊藤部会長 いろいろと御意見を頂きましたが、濱田委員いかがでしょうか。

濱田委員 事務局と調整の上、調書の修正をしまして、もう一度部会の皆様に御確認いただきたいと思います。

伊藤部会長 御意見も出尽くしたようですので、お諮りいたします。

「絹本著色仏涅槃図」を広島県重要文化財に指定することは適当であると認めてよいのでしょうか。

委 員 (異議なし)

伊藤部会長 御異議ございませんようですので、次に、指定名称等は、いかがいたしまししょうか。申請は、「絹本著色仏涅槃図」となっています。御意見はございませんか。

委員 (意見なし)

伊藤部会長 それでは、文化財名称は「絹本著色仏涅槃図」を候補とすることよろしいでしょうか。

委員 (異議なし)

伊藤部会長 審議の結果、「指定が適当」という結論になりましたので、資料2-②の調査報告に加筆修正し、これを指定調書(案)としてその内容について御審議いただきたいと思ひます。

指定調書(案)の内容、添付する写真や参考資料の構成について、御意見はございませんか。

上 蔭 委員 制作年代の判断において鎌倉時代後期とする積極的な根拠となる釈迦の面部について、拡大写真を添付してはいかがでしょうか。

委員 (異議なし)

伊藤部会長 それでは、釈迦の面部の拡大写真を調書に添付することとします。ほかに、御意見はございませんか。

委員 (なし)

伊藤部会長 ほかにないようですので、最後に、3件目の持光寺の「木造五劫思惟阿弥陀如来坐像」の広島県重要文化財の指定の可否について審議したいと思ひます。

資料2-③に、濱田委員が事前調査の結果をまとめておられますので、御説明をお願いします。

濱田委員 「思惟」は「しい」「しゆい」のどちらでも読めますが、どちらが適当か事務局で確認してください。

事務局 確認します。

濱田委員 それでは、事務局から調査報告を読み上げてください。

事務局 (事前調査報告朗読)

濱田委員 (スライド説明)

伊藤部会長 ただ今の御説明を踏まえ、「木造五劫思惟阿弥陀如来坐像」を広島県重要文化財に指定することが適切であるか、御意見を頂きたいと思ひます。

上 蔭 委員 まず、本像は解体修理がなされていないこと、制作年代を示す記載が本像に直接書かれたものでないことから、胎内銘の有無が不明であるということ調書に記載する必要があると思ひます。

それから、五劫思惟像は類例が少ないことは確かですが、所見の記載にありますように「広島県(中四国)で唯一」と断定することはやや気がかりです。「現時点で確認される中国県内で唯一」などと表現してはいかがでしょうか。

濱田委員 分かりました。

上 蔭 委員 仏師の来歴について調査されましたか。

濱田委員 様々な情報を調べましたが、現時点では不明です。

福田委員 法橋に叙されているので、諸職の受領に出てくるかなと思ひて調べたのですが、この頃の年代の資料が欠けている可能性もあり、私のほうでも確認できていません。京都の仏師なので、過去の調査研究を紐解くと、修理銘や造像銘などの記録が残っているのではないかと思ひます。

上 蔭 委員 確かにそのとおりだと思ひます。像底の仕上げも丁寧であり、これだけの仏像を制作できるのは本格的な仏師と推測されます。伝来を記した文献に記載された仏師名と一致する資料が出てくれば、仏師の来歴等が確実に

なると思います。

濱田委員 像容については、全体的な仕上げが非常に丁寧である点が評価できると思います。

上 蘭委員 像底の仕上げをここまで丁寧に施しているのはこの時代では珍しく、鎌倉時代の運慶・快慶以来の坐像の像底の仕上げであると言えます。

福田委員 像底を開けると銘文が出てくるのでしょうか。発願した人がいるので、像内にそうした関係者を記載した銘文があってもおかしくないと思います。

上 蘭委員 高い確率で、銘文はあると思います。

濱田委員 保存状況が非常に良く、向こう 50～100 年間は修理をする必要はないと考えられるので、当分の間は像底を開けることもないと思われます。

伊藤部会長 ほかに、御意見はございませんか。

濱田委員 本像が県重要文化財に指定されることとなった場合、広島県にとって彫刻では最初の江戸時代の文化財ということになります。これがいい意味で保存のきっかけとなればと思います。

伊藤部会長 合掌した手が正中線から少し右寄りにありますが、これはなぜでしょうか。文化財的価値には影響しないと判断しても差し支えありませんか。

濱田委員 自然に木がゆがんで右寄りになってしまったのかもしれませんが。

上 蘭委員 理由は不明ですが、全体の像容、出来栄えから考えると少し残念な点ではあります。

伊藤部会長 五劫思惟像は全国の作例を見ると、室町時代の制作とされているもので未指定の像が数体ありますが、そうした中で江戸時代の本像を指定することについて特に課題はないのでしょうか。

上 蘭委員 本像については、出来栄えが非常に優れているという点が重要だと思います。江戸時代の仏像として、五劫思惟像という類例の小ささも重要ですが、元禄 15 年という時期の仏像彫刻としての大きさ、造形的な出来栄えがとても良いという点が指定の要件であると思います。他県の五劫思惟像の指定状況は、余り考慮する必要はないと思います。

濱田委員 他県の五劫思惟像の指定の有無については、それぞれの県における指定に向けた取組の熱心さの違いによる部分も大きいと思いますので、余り参考にならないと思います。

伊藤部会長 本像は、江戸時代の像としては、県内において、大きさも出来栄えも優秀であるということで、広島県重要文化財の指定基準に照らすと、「(1) 各時代の遺品のうち製作優秀で本県の文化史上貴重なもの」に合致するという判断でよろしいでしょうか。

濱田委員 江戸時代の仏像については調査研究が十分に進んでいないため、この基準に当てはめるのは難しいのではないのでしょうか。

伊藤部会長 それでは、指定基準の「(2) 本県の絵画・彫刻史上特に意義のある資料となるもの」及び「(3) 題材、品質、形状又は技法等の点で顕著な特異性を示すもの」に該当すると考えてよろしいでしょうか。

濱田委員 五劫思惟像という珍しい仏像であるので、(3)の題材や形状の点で顕著な特異性を示すという点に該当すると思います。ただし、江戸時代の基準作として位置付けるには、調査が不十分であるため難しいと思います。

上 蘭委員 信用に足る資料が2点残っており、年紀や造像の経緯がある程度分かっているという点で、本像は貴重であると思います。私の知る限り、隣の岡山県では、年代が特定できる江戸時代の仏像は非常に少ないです。

濱田委員 広島県内では、年代の特定できる江戸時代の仏像が少なからずあります。特に尾道など、財力のある出資者を背景に、本像のような大きく立派な仏像が多く残っています。

上 藺 委 員 像高が 50～60cm 位の像は多く見かけますが、これだけの大きな像を仕上げるには、相当な財力が必要だったと思います。

福 田 委 員 念持仏のような小像は多く残っています。小さいからこそ精緻に制作できますが、本像のような大きな像をこれだけ精緻に仕上げるのは、相当な技術も必要だったと思います。

上 藺 委 員 本像については、わざわざ京都まで出向いて制作されました。仏師の来歴は現時点では不明ですが、ほかに作例が見つければ、より評価が上がると思います。指定基準としては、「(1) 各時代の遺品のうち製作優秀で本県の文化史上貴重なもの」にも該当すると思います。

伊藤部会長 それでは、指定基準の(1)(2)(3)いずれにも該当するということでしょうか。ほかに、御意見はございませんか。

委 員 (意見なし)

伊藤部会長 御意見も出尽くしたようですので、お諮りいたします。  
「木造五劫思惟阿弥陀如来坐像」を広島県重要文化財に指定することは適当であると認めてよいでしょうか。

委 員 (異議なし)

伊藤部会長 御異議ございませんようですので、次に、指定名称等は、いかがいたしましょうか。申請は、「木造五劫思惟阿弥陀如来坐像」となっています。御意見はございませんか。

委 員 (意見なし)

伊藤部会長 それでは、文化財名称は「木造五劫思惟阿弥陀如来坐像」を候補とすることよろしいでしょうか。

委 員 (異議なし)

伊藤部会長 審議の結果、「指定が適当」という結論になりましたので、資料 2-③の調査報告を指定調書(案)として、その記載内容について御審議いただきたいと思います。  
指定調書(案)の内容、添付する写真や参考資料の構成について、御意見はございませんか。

上 藺 委 員 像が大きいということが指定の重要な要素ですので、図版にも像高を追記してはいかがでしょうか。

濱 田 委 員 そのようにします。

伊藤部会長 ほかに、御意見はございませんか。

委 員 (意見なし)

伊藤部会長 事務局は、ただ今の意見に沿って、資料の最終調整をしてください。  
なお、本日審議した内容については、9月12日(月)に予定されております審議会(総会)の会議にお諮りいたします。会議では様々な観点から御意見・御質問を受けることが予想されますので、濱田委員を始め、部会員の皆様と事務局にも補足説明をしていただくことがあるかもしれません。その節は、御協力をよろしくお願い致します。  
何か、審議事項以外に、御意見がございますか。  
無いようですので、以上で、本日の審議を終了いたします。  
事務局は、必要な事務を進めてください。

事 務 局 最後に、加藤文化財課長が御挨拶を申し上げます。

加 藤 課 長 本日は、午前中から長時間にわたり、熱心に現地調査と御審議いただき、誠にありがとうございました。  
今回、「木造阿弥陀如来立像」、「絹本著色仏涅槃図」及び「木造五劫思惟阿弥陀如来坐像」を広島県重要文化財に指定することは適当である旨、御意見を頂きました。事務局としましても、指定に向けて準備を進め

てまいります。簡単ではございますが、挨拶に代えさせていただきます。  
司 会 本日は長時間にわたる現地調査と御審議，ありがとうございました。  
これもちまして美術工芸部会の会議を終了させていただきます。

## 6 審議結果

- (1) 「木造阿弥陀如来立像」を広島県重要文化財に指定することは適当であることを会長に報告する。
- (2) 「絹本著色仏涅槃図」を広島県重要文化財に指定することは適当であることを会長に報告する。
- (3) 「木造五劫思惟阿弥陀如来坐像」を広島県重要文化財に指定することは適当であることを会長に報告する。

7 担当部署 広島県教育委員会事務局管理部文化財課文化財保護係  
電話 082-513-5021